

## はしがき

国内のエネルギー情勢は震災以降大きく変化し、今後は、エネルギーの需要、供給両面からの視点を踏まえた一層のエネルギー使用合理化が求められていると言えます。ご存知のように昭和 54 年に制定された“エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称省エネ法）”は我が国の省エネ政策の根幹を担ってきたわけですが、上記の状況を踏まえ、今般、平成 25 年 5 月に 6 回目となる改正が行われました。

今回の法改正の主眼は、①民生部門における一層の省エネルギー対策が必要とされる中、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図るために、建築材料（窓、断熱材など）を含め自らはエネルギーを消費しなくても、他のエネルギー消費機器等の効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に加えること、②需要家が、従来からの省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム（BEMS, HEMS）、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価する体系とすることにあります。

一方、“地球温暖化対策の推進に関する法律（通称温対法）”についても今般同時に改正されましたがこの改正の主眼は、京都議定書目標達成計画の期間終了にともない、空白期間を置かず、これに代わる我が国の地球温暖化対策計画を早急に策定する必要があり、その法的根拠を与えるために温対法を改正するものとなっております。ただしこの改正は、事業者への直接的な影響といった点においてはそれほど大きいものではないと言えます。

いずれにしましても、この 2 つの法律は事業者の経済活動にとって特に重要な意味を持つものであることから、法改正の主旨を十分理解され適切に対応されることを願っております。なお、改正省エネ法の施行は平成 26 年 4 月となる予定ですので、政省令、告示内容の確認と共に、特定事業者は国へのエネルギー使用に係る定期報告書の作成・提出に対する準備も必要となります。一般財団法人省エネルギーセンターでは、今後とも、月刊誌“省エネルギー”や各種出版物等により関連情報を発信してまいりますので、是非ご活用ください。

平成 25 年 7 月

一般財団法人 省エネルギーセンター 産業・技術総括部